

定額減税調整給付金(不足額給付)のお知らせ

定額減税調整給付金(不足額給付)の対象者と把握できた方には、「給付のお知らせ」または「支給確認書」を郵送しています。

状況により、役場では対象と把握できないケースも考えられますので、次のとおり確認し給付に該当する可能性がある場合には税務課までご連絡ください。

※不足額給付金に該当しやすい方 令和5年所得より令和6年所得の方が少なかった方、令和6年中に扶養が増えたり住宅ローン控除の適用になったりなど控除が大幅に増えた方

★確認方法

令和6年度に支給した調整給付金の支給確認書に記載している「所得税」分の「控除不足額」と次の金額を比較します。次の金額の方が大きい場合には不足額給付の対象となる可能性があります。令和6年度の調整給付金の対象外だった方は控除不足額は「0」として計算してください。

給付金は、1万円単位に切り上げて給付となるため、条件に当てはまった場合でも必ず給付の対象となるわけではありませんので、ご留意願います。



●定額減税額を受けきれなかった方

確定申告をした方

確定申告書の『④令和6年分特別税額控除』から『③再差引所得税額』を引いた金額

災害減免額	③	
再差引所得税額	④	
令和6年分特別税額控除	⑤	
再差引所得税額	⑥	0.000
計	⑦	

確定申告をしていない方

給与収入のみで 年末調整をした方

源泉徴収票の備考欄に記載されている『控除外額』の金額
(記載がない、または源泉徴収税額が100円以上の場合は給付金対象外です。)

年金収入のみの方

源泉徴収票の備考欄に記載されている『控除外額』の金額
(記載がない場合には控除外額は「0円」です。)



上の★の金額が、下の◆の金額より多い場合に該当する可能性があります

令和6年度調整給付金の支給確認書に記載されている所得税の控除不足額

(1)調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	30,000 円	29,700 円	300 円

●定額減税及び低所得世帯向け給付の対象とならなかった方

次の全てに該当する方は救済措置として不足額給付の対象となる場合があります。

- 令和6年度住民税の所得割額(定額減税前)が0円である
- 令和6年分所得税額(定額減税前)が0円である
- 低所得世帯向け給付(令和5年度非課税世帯給付(7万円)、令和5年度均等割世帯給付(10万円)、令和6年度新たな非課税又は均等割世帯給付(10万円))の対象外である
- 令和6年分の所得は事業専従者所得である
または、令和6年分合計所得金額が48万円超である

問い合わせは、税務課 住民税係(直通 ☎74-0752)まで。